

議案第 4 8 号

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年日出町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項本文中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「こ
の号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「行う者」を「行う
施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

家庭的保育事業者等が連携協力を行う施設に関し用語を整理したいので提出

する。